


**観光客数**  
(平成30年)  
金沢市、かほく市、白山市  
(旧松任市、旧美川町)、  
野々市市、津幡町、  
内灘町の合計



1日あたり約 **28,616人**  
(H28 23,129人)

**図書館蔵書貸出数**  
(平成30年度)



市民1人あたり年間 **3.8冊**  
(H28 6.12冊)

**医療施設**  
(平成31年3月31日/  
病院、診療所〔歯科含む〕)



市民 **652.0人**に1カ所  
(H28 677.7人)



**市職員数**  
(平成31年4月1日)



市民 **139.41人**に1人  
(H28 142.01人)

**市税**  
(平成30年度/決算額)



市民1人あたり **176,722円**  
(H28 171,221円)

**一般会計歳出決算額**  
(平成30年度)



市民1人あたり **383,336円**  
(H28 386,755円)

**人口密度**  
(令和2年4月1日)



1km<sup>2</sup>あたり **986.1人**  
(H28 992.63人)

**世帯人口**  
(令和2年4月1日)



1世帯あたり **2.25人**  
(H28 2.33人)

**公園**  
(平成31年4月1日)



市民1人あたり **13.15m<sup>2</sup>**  
(H28 12.65m<sup>2</sup>)



## 新衆議院議員、新知事、新市長の誕生で 国、県、市の連携強化



## 中央卸売市場再整備に向けた準備に着手



そこで、市場事業関係者との慎重な協議と調整のもと、適正規模の整備と持続且つ健全な市場会計の実現へ向けた、使用料抑制策や、繰り出し基準の見直し等について、事業収支の健全化に向けた新たな収入源の取り組みと併せ、お尋ねします。

改正卸売市場法は、卸売市場の独自性と同時に、開設者が市場の健全経営について責任を持つことを求め、当然、開設者にはその経営体に相応しい人材確保のもと、施設を所有し賃貸する不動産管理ではなく、卸売市場の業務・経営・財務全般を担う、新しい次元に立つことを肝に銘じなければなりません。

本市の公営企業法の適用業種であるガスや発電事業は、経営戦略の見直しなく「あり方検討」から民営化に、卸売市場事業は公営企業法、地方自治法、地方財政法等の関連から事業展開が難しい側面もあり、花卉市場の統合、現地建て替え、公営堅持と向かっていますが、富山市はリスクを抑えた運営を目指し、企業連合体での事業を進め、自治体条例で対極をなす東京と京都の卸売市場の取り組みは「改正市場法の成否を計る試金石」と言われています。

そこで、改正法施行とコロナ禍から、商流の変化が顕著になっているなか、開設者のあり方と役割をどのように考え、経営体に相応しい人材を確保、育成するのか、執行体制整備と併せ、市長にお尋ねします。

■令和3年12月議会質問から  
質問の1点目は、改正卸売市場法施行とコロナ禍における本市卸売市場の経営展望並びに「再整備基本計画」策定に関して、です。

本市中央卸売市場は、現地での建て替え再整備方針のもと、この6月に「再整備基本構想」が策定され、8月には「再整備基本計画」策定の業務委託が締結されました。

令和2年6月の改正卸売市場法の施行は、市場開設者のあり方と役割を劇的に変化させ、その方向性が問われるなか、取引形態の変化に対応した経営戦略と市場業務関連の条例等の整備に向け、市場機能の高度化方策や具体的な施設整備と財源確保に加え、法制度から外れた手数料や奨励金対応等々、様々な課題が山積しています。

コロナ禍の緊急事態宣言は、外出自粛や飲食店等の休業など、市民生活・地域経済に大きな影響を及ぼし、改正卸売市場法が想定もしていなかった流通消費の川上から川下のあらゆる段階で急激な変化を生じさせ、通販サイトをはじめとする消費者と食品産業がダイレクトにつながる流通消費形態が伸長しています。

そこで、卸売市場は市民生活を担う生鮮食品を安定供給するといった使命を果たさなければなりません。改正卸売市場法施行並びにアフターコロナ・ウイズコロナを見据えた本市中央卸売市場の役割と将来展望について、お尋ねします。

さて、流通の社会インフラを担う卸売市場ですが、産地の大型化や需要形態の変化等に伴う産直取引や通販、コンビニなど多様な流通形態の伸長と販売チャンネルの多様化、輸入品や加工品の増加など、その役割は減退しつつあります。

卸売市場法は19条に減少し、「第三者販売の禁止」や「直荷引き禁止」、「商物一致の原則」の市場三原則の自由化・規制緩和は、伝統的な市場取引を変容させ、業務規程要件や市場毎の取引ルールなど全てが開設者に委ねられ、取引量や形態に呼応する流通・加工構造の確立と合理化、環境問題、SDGs等の社会的要請の高まりなど、市場関係事業者等と問題意識を共有することが必要です。



玉野まことプロフィール  
 名前：玉野 道(道)と書いて「まこと」と読みます。  
 略歴：昭和24年6月金沢市玉銚町に生まれる。  
 米丸小学校、泉中学校、金沢市立工業高等学校機械科を卒業。北國新聞社制作局印刷部勤務を経て現職。平成3年4月金沢市議会初当選以降、現在8期目。  
 家族：妻、長女、次女、長男の5人  
 自宅：〒921-8002 金沢市玉銚3丁目123  
 事務所：〒921-8006 金沢市進和町28  
 TEL 076-291-1245 FAX 076-292-4133  
 ✉️ tama@nsknet.or.jp



- ガス・発電事業の民間譲渡後の公営企業の経営に関して  
「経営戦略2016」における残る3事業の管理指標の進捗状況並びに新たな経営戦略、ライフライン事業者としての新会社との連携戦略について  
主要施設の老朽化対策と施設規模のダウンサイジング、水源確保、工業用水道事業会計の必要性と今後の事業方針について  
厚生労働省や都道府県が示す「水道ビジョン」及び、総務省の「経営戦略」、改正水道法に関する取組、「基本水量制」への考え方、実使用可能年数による更新計画並びに今後の水道料金の見込みについて  
汚泥処理の焼却炉の更新、処理施設規模の適正化、民間活力の活用、「石川中央都市圏」における汚泥共同処理、今後の下水道事業の構築について  
2事業譲渡後の企業局の位置づけと「上下水道局」としての在り方について  
新会社への出資比率の事由と交渉余地、派遣職員の選考状況について  
職員配置及び職員定数条例の見直し、広岡庁舎の在り方も含めた譲渡に伴う課題、公営企業への一般会計負担と繰出金等、財政的・政策的判断と方策について
- 「子ども庁」論議と本市の「こども未来局」に関して  
「子ども庁」論議を踏まえた、子どもに関わる施策と実行性のある行政組織と本市の「子ども生活応援プラン」(仮称)の策定状況と「こども未来局」の役割、位置づけについて  
法改正に伴う「児童相談所強化プラン」、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく、人員配置基準、職員育成研修の在り方と、よりよい仕組みの体制整備や第三者委員会の設置について  
「医療的ケア児支援法」の理念を生かした医療的ケア児への「合理的配慮」と支援策について  
「ポストコロナ時代」に合った子育て支援強化策と裏づけとなる条例、要綱、規則等の整備について

ガス・発電事業の民間譲渡後の公営企業の経営に関して

「子ども庁」論議と本市の「こども未来局」に関して

問 上下水道事業の現状と課題を改めて整理し、料金体系や料金・使用料負担を一体のものとして捉えた論議・検討が必要と考えるが、両事業譲渡後の企業局の位置づけと「上下水道局」としての方向性について聞く。

問 コロナ禍も相まって、少子化に歯止めがかからない中、教育や福祉、療育、医療など、子どもに関する事業や政策を一元的に扱う総合的な組織が不可欠とされ、「子ども庁」論議が交わされているが、子どもに関わる施策と実行性ある行政組織はどうあるべきと考えているのか。

答 これまでも上下水道事業の広域連携や管路の耐震化の推進など、現経営戦略に定める各事業のアクションプランの具現化に向けて取り組んできた。両事業の譲渡後の方向性については、企業局として、水関連事業の適切な経営により市民に貢献していくことを基本に、新たに策定する経営戦略の中で示したい。(公営企業管理者)

答 切れ目ない総合的な政策が必要であり、国が組織体制の見直しを検討していることは、大いに理解できる。実行性を高めていくためには、国の組織と地方自治体との連携がさらに深まることで、子どもや子育て家庭に必要な支援・サービスがより効果的に行き届く組織になることを期待している。(市長)

【質問事項】(一括質問方式)

- 1 ガス・発電事業の民間譲渡後の公営企業の経営に関して
- 2 「子ども庁」論議と本市の「こども未来局」に関して

# 数字で見る金沢市民の生活

(金沢市政便覧から)



- 改正卸売市場法施行とウィズコロナ・アフターコロナを見据えた本市中央卸売市場の経営展望並びに「再整備基本計画」に関して  
コロナ禍の支援要望への対応、ネット販売・輸出、HACCPなど新流通時代への取組、法施行及び新条例下での改革、加工等の機能強化の具現化、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた経営展望について  
経営戦略における各指標の動向、農林水産省の「合理化計画」認定への対応、総務省の「投資試算」・「財政試算」を含む「経営戦略」の策定・改定について  
中央卸売市場の未来図、外部民間テナントの受入れとにぎわい施設、駅西地区のまちづくりにつなげるにぎわい施設の定義と施設のイメージ、留意すべき関連法及びセクションとの連携、条例と件、必要となる手続について  
適正規模の整備と持続かつ健全な市場会計の実現に向けた、使用料抑制策や繰出金基準の在り方、事業収支の健全化に向けた新たな収入源の取組、事業スケジュール、新市場完成時期について  
開設者の在り方と役割、経営体の運営にふさわしい人材の確保、育成、執行体制の整備について
- 所有者不明の土地・空き家問題に関して  
この間の制度運用、現状の把握と解消の手だて、連携体制構築での協議、市民の立場に立った総合的な施策と役立つ制度づくりについて  
所有者不明の土地・空き家問題の関連法の成立と新たな制度に伴う、所有者不明の土地・空き家の「発生の予防」と「利活用の円滑化」の両面からの総合的な体制整備と、施策の取組について  
「木の文化都市・金沢」の具体的取組、所有者不明の土地・空き家に関する両特措法施行に向けた対応、「管理構想図」の作成、関係条例の整備について

中央卸売市場の「再整備基本計画」に関して

所有者不明の土地・空き家問題に関して

問 現地で建て替え再整備方針のもと、8月に「再整備基本計画」策定の業務委託が締結されているが、中央卸売市場の再整備の事業スケジュールについて聞く。

問 「減り続ける金澤町家、朽ちつつある空き家の増加」が顕著となる中、所有者不明の土地及び空き家対象の両特措法施行に向けた対応や管理構想図の作成、関係条例の整備について聞く。

答 現在、再整備基本計画の策定を進めており、市場関係者の意見や要望を聞きながら、再整備後の施設規模や施設配置、必要な設備・機能、事業手法や、近年他市場で採用されている官民連携型の手法を採用するかなどについても検討しており、これらの結果を踏まえ、事業スケジュールを示したい。(市長)

答 本年6月の空き家特措法の改正内容を参考に、本市の計画やマニュアルの改正を年度内に予定している。所有者不明土地特措法については、所有者不明地の活用促進に向け改正が進められており、関係条例の整備については、その動向を注視していきたい。また、管理構想図は都市計画マスタープランなどの土地利用計画との整合が必要であり、国の市町村向けマニュアルの策定を待つ判断していきたい。(市長)

【質問事項】(一括質問方式)

- 1 改正卸売市場法施行とウィズコロナ・アフターコロナを見据えた本市中央卸売市場の経営展望並びに「再整備基本計画」に関して
- 2 所有者不明の土地・空き家問題に関して

農林水産省は、卸売市場の新しい基本方針を示し、食品流通構造改善促進法に基づく卸売市場の近代化整備促進や機能の高度化事業等の「構造改善計画」の認定を条件に様々な財政支援措置を講ずるとし、また、総務省は住民生活に重要なサービス提供を将来にわたって安定的に継続できるよう、将来取扱い数量の推計などをもとに、適正な施設規模を算定し、おおまかな計画案での「投資計画」及び「財政計画」を含む経営戦略策定を要請しています。

そこで、平成28年3月策定の「金沢市中央卸売市場中長期経営戦略」は、平成37年度(令和8年)迄の10年間を計画期間とし、社会情勢の変動や計画の進捗状況に応じ見直しを行うとしていますが、戦略における各指標の動向について、「構造改善計画」認定と併せ、お尋ねします。

卸と仲卸の垣根を取り払う改正卸売市場法は、卸売市場の中央と地方の違いと共に、市場取引・市場外取引の区分も曖昧にし、中央・地方の看板に拘らない市場間競争の激化、帳合と物流手配による直荷引きの拡大、市場整備への民間資金の必要性の高まりなど、「未来への不安」と「卸売市場不要論」も根強くあるなか、「公設公営」、「公設民営」、「民設民営」など、本市中央卸売市場の10年、20年先の事業スキーム・未来図をどのように描くか、重大な局面にあります。

将来需要に柔軟に呼応する持続可能な施設(規模)のもと、ICTなどを活用した最先端技術の導入と基幹的インフラとして必要不可欠な完全密閉型コールドチェーン、自動搬送、自動運転機能などの対応と共に、カット・フィレ加工・小分け包装など、何よりも品質・衛生管理体制強化は必須です。

整備基本構想では、民間商業施設との一体整備と「地域における食のテーマパークを創造し、金沢の食文化の発信や市場の市民理解につながる賑わい施設も設置する」とし、産地から消費者に至るフードチェーンを見据えた付加価値やHACCP対応など、市場関係者だけでなく行政全体で戦略をまとめることが肝要です。防災拠点整備など、流通施設を越えた社会インフラとしての存在価値を高め、事業者や消費者ニーズに対応した業務動線の再構築や遊休スペース活用など、「まちの個性と魅力づくり」に貢献する施設整備には、都市計画との一体性が求められ、建築基準法は「卸売市場は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築または増築してはならない」と、用途地域で制限

される一般の建築物よりもさらに厳しい制限があることから、都市計画審議会の手続きも必要と推察されます。

そこで、中央卸売市場の未来図をどのように描き、市場の活性化と地域貢献に向けた駅西地区のまちづくりにつなげるのか、必要となる手続きと併せて、お尋ねします。

さて、再整備の課題である狭隘な市場用地問題は、施設の高層化・地下化なども一考ですが、ローリング方式での仮設店舗等の代替地確保や埋蔵文化財包蔵地の関係などから、莫大な事業費と整備の長期化は避けられません。

市場関係者が負担する施設使用料等で賄う独立採算の市場会計は、使用料収入や基準内繰入金での市場運営が理想であるものの、施設整備費償還から再整備後数十年間は厳しい財政状況が続くことが想定され、「市場使用料をもって充てることの出来ない経費」の繰出し基準の見直しなどと共に、施設使用料抑制に向けた工夫が必要です。

コロナ禍、人口減少、少子高齢化など将来展望が見通せない今日、出来る限りの整備費抑制と共に、交付金等の財源の確保や一般会計からの繰出し金基準以外による繰り入れなど、投資と財源を試算し、将来の事業収入を過大に評価することなく健全経営のためのシミュレーションのもと、再整備の目的とあるべき姿を明確に示さなければなりません。

私は、昨年12月議会をはじめ、中央卸売市場の今後について、社会インフラとまちづくりの観点から質問してきましたが、コロナ禍は新たに様々な課題を突き付け、従前の「老朽化による建て替え」の発想や、再整備業務委託者作成の構想や計画等を鵜呑みにした、行政が計画し業界が使用料を払って使うとの従来型から転換しなければ、数百億円規模と推測される莫大な投資となる本市中央卸売市場の発展と存続は望めません。

施設整備の充実度と使用料の均衡・バランスは容易ではありませんが、施設整備は施設使用料に跳ね返り、整備後の急激な使用料上昇は市場関係事業者の経営を圧迫しかねないことから、変容する流通消費形態と将来需要を見据えた取扱数量等の目標を精査し、適正な施設規模・コンパクト化を図ると共に、開設者と市場関係者との整備分担を明確にし、新たな収入源の確保による事業収支の健全化策など、何よりも市場関係事業者との情報共有と未来志向の論議、理解が必要です。